

東部まちづくりプラットフォーム運営支援業務委託仕様書

第 1 条（適用範囲）

本仕様書は東部まちづくりプラットフォーム運営支援業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。受注者は、本仕様書、契約書、小牧市業務等委託契約約款（B）（以下「約款」という。）、関係法令及び通達を遵守するものとする。

第 2 条（業務目的）

令和 3 年度に策定した東部振興構想（以下「構想」という。）の具現化に向け、市民や事業者など東部地域に関係する人たちが東部地域のまちづくりに参画する場となる東部まちづくりプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）において、持続可能なまちづくりを目指すことを目的とする。

受注者は、東部地域の課題解決に向け、地域資源を活用しながら、プラットフォームの運営支援や情報発信を行い、市民・事業者等のまちづくりへの参画機会を創出するよう、業務を一体的に実施する。

第 3 条（秘密の保持）

受注者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。また、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第 4 条（業務の一括委託の禁止）

受注者は、委託業務の全部若しくは主要な部分を第三者に対して委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、委託業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合は、この限りではない。

第 5 条（委託期間）

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで（令和 7 年度～令和 10 年度）

第 6 条（提出書類等）

受注者は、本業務の着手及び完了にあたって、約款に定めのあるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）年度別・業務別実施詳細計画書（令和 8 年度～令和 10 年度）

各年度別・業務別の企画提案、スケジュールについて記載する。

但し、状況に応じて事業内容や実施時期の見直しを行った場合、必要に応じて変更計画書を提出すること。

(2) 成果品（年度毎）（令和 8 年度～令和 10 年度）

年度毎に本業務完了時の成果品を納品する。

成果品として報告書（紙・データ）のほか、市民が手に取りやすい 12 ページ程度の概要版冊子（データ）を納品する。なお、データは CD-R で提出することとする。

(3) その他発注者が指示するもの。

第 7 条（資料の貸与）

発注者は、本業務に必要な資料及び図面等を受注者に貸与するものとする。なお、受注者は、発注者により貸与される資料及び図面等について、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行わなければならない。また、貸与した資料については、本業務完了後、速やかに返還しなければならない。

受注者は、発注者より受領した資料を発注者の了解なく公表・使用することができない。

第 8 条（成果品の検査及び引渡し）

(1) 受注者は、本業務完了時に第 5 条にかかる成果品を年度別（令和 8 年度～令和 10 年度）に納品し、発注者の成果品検査を受けなければならない。なお、成果品検査を受けるにあたっては、事前に受注者において十分な確認を行うこと。

(2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(3) 発注者の検査合格をもって業務完了とする。

第 9 条（委託金の支払い方法）

受注者は、毎年度、履行した業務について、発注者に対して当該年度末に業務完了報告書を提出すること。発注者は、履行確認後、適正な請求書に基づき、令和 8 年度から令和 10 年度の毎年度別に支払うものとする。

第 10 条（支払金額）

契約金額の総額を3年度分で均等に分割した額とする。1円未満の端数が生じた場合は、令和8年の金額に支払うものとする。

第11条（成果品の所有）

第6条（2）に定める成果品は、第8条（3）の検査合格後に発注者の所有となるものとし、受注者は、発注者の承諾を得ないで外部に公表、貸与、使用してはならない。

なお、成果品に係る財産権としての著作権は発注者に帰属させるものとする。

第12条（業務内容）

本業務の内容については、第2条の業務目的を達成するため、以下のとおりとする。

（1）プラットフォーム運営

ア）東部まちづくりプラットフォーム、LINEのオープンチャットへの市民・事業者等の参加促進

イ）情報発信

まちづくり通信、イベント案内等の作成・配信の他、東部地域の魅力が効果的に伝わるよう、下記のとおり、ターゲットを明確化し、それぞれのニーズに応じた具体的な発信内容と、相乗効果のある媒体の組み合わせで発信すること。

① 子育て世帯・若年ファミリー

転入・定住の第一動機になるよう、子育てしやすい環境等を示すこと。

② UIJ ターン希望者・若年層

人口動態の活性化につながるよう、地域コミュニティの温かさ等の魅力を示すこと。

③ 観光客・訪問者・地域イベントを楽しむ層

訪問動機を高め、リピーターを増やすよう、季節ごとの食やイベント等を示すこと。

④ 地域住民・地域コミュニティ（共通の基盤となるターゲット）

地域住民主体のまちづくりを促し、東部地域全体のつながりを強化するよう、地域住民の参加機会等を示すこと。

ウ）参画イベントの企画支援・実施運営補助、ファシリテーション、議論の整

理と記録業務

- ・「人と人がつながるプロジェクト」ワークショップの運営
- ・「まずはやってみようプロジェクト」トライアル活動支援業務
継続のトライアル活動についても、必要に応じて支援を行うこと
トライアル活動周知の際のロゴマークを作成すること
- ・まちづくりの人材育成のためのセミナーの開催
- ・意見交流会の開催
- ・トライアル活動実施報告会の開催

(2) 民間事業者・団体・地域住民等との連携業務の実施

- ・事業所を軸とした交流会等
- ・多世代交流マルシェ等

(3) 年度毎の主な視点・発展

- ・令和8年度 地域住民の人材発掘
- ・令和9年度 人と人とのつながりを意識
- ・令和10年度 地域住民主体の活動を意識

(4) 打合せ協議＜各年度10回程度＞

打合せは、各年度着手時に1回、「人と人がつながるプロジェクト」に関する業務時で3回、「まずはやってみようプロジェクト」に関する業務で3回、セミナー等開催事業で2回、各年度完了時に1回の計10回程度実施することを基本とするほか、本業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。

なお、受注者は打合せ協議記録を協議後速やかに作成し、発注者へ提出するものとする。

第13条（疑義）

この仕様書に定めのない事項については、約款及び小牧市契約規則（昭和55年小牧市規則第11号）によるほか、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。